

山梨県公報

第百五十六号

令和二年

十二月二十八日

月 曜 日

目次

告示

○山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………六三二

告示

山梨県告示第三百三十二号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一の表四十八の項を次のように改める。

四十八

削除

一の表百四十七の項中「富士吉田市下吉田一九〇〇番地一」を「富士吉田市下吉田四丁目二番一五号」に改め、同表百六十一の項中「中巨摩郡昭和町押越六一六番地」を「中巨摩郡昭和町押越九五五番地一」に改め、同表二百二十八の項中「南アルプス市有野三三三六番地二」を「南アルプス市有野二二八二六番地一」に改め、同表二百五十八の項中「甲州市勝沼町山一四〇五番地一」を「山梨市落合三番地二」に改め、同表三百三十七の項中「富士吉田市下吉田一八七七番地」を「富士吉田市松山一二四八番地」に改め、同表三百六十の項中「甲府市里吉三丁目九番一号」を「甲府市東光寺町一九五五番地一」に改め、同表三百六十二の項中「公益財団法人富士吉田体育協会」を「公益財団法人富士吉田スポーツ協会」に、「富士吉田市上吉田六二〇〇番地」を「富士吉田市上吉田東九丁目四番一八号」に改め、同表三百八十八の項中「公益財団法人甲府市体育協会」を「公益財団法人甲府市スポーツ協会」に改め、同表三百九十一の項を次のように改める。

三百九十一

削除

一の表三百九十九の項中「甲府市中央五丁目四番一一号」を「甲府市中央三丁目一番七号」に改め、同表に次のように加える。

四百二十五

令和二年十二月十八日

特定非営利活動法人
グローバル・チャレンジ・プロジェクト

甲府市飯田一丁目三番二十二号

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番